

公益通報窓口

公益通報制度

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」といいます。）では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、通報者を保護するとともに、法令違反行為等の早期発見と是正を図るため、公益通報窓口を設けています。

法人における役職員等（法人の業務に従事する派遣労働者及び取引業者の従業員等を含みます。）の法令違反や不正行為に係る通報や相談を受け付けします。

◆公益通報とは

- ・法人の役職員等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する者について通報対象行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいいます。

◆通報対象行為とは

- ・法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- ・法人の事業に係る不正な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に損害を与えるもの又はそのおそれのあるものをいいます。

通報及び相談の方法

公益通報は、電話、メール、郵送又は面談により受け付けします。

「公益通報受付シート」様式

MS-Word

PDF

通報窓口

●外部

弁護士 木村尚巧（きむら なほよし）

〒530-0047 大阪市北区西天満四丁目3番25号 梅田プラザビル6階
浜田・木村法律事務所

電話：06-6360-7517（平日9:30～17:00）

E-mail：kimura@hk-law.jp

※公益通報専用の連絡先ではないため、法人に関する通報であることを伝えてください。

●内部

内部統制室

〒593-8304 堺市西区家原寺町一丁目1番1号 堺市立総合医療センター

電話：072-289-6599（直通、平日8:30～17:00）

E-mail：tsuho@sakai-hospital.jp

留意事項

- ・通報者は、正当な通報又は相談したことを理由として、解雇（派遣労働者又は取引業者の従業員等にあつては、契約の解除）その他いかなる不利益も受けません。万一不利益な取扱いを受けた場合は、法人は、適切な措置を講じます。
※ただし、通報の内容が虚偽、誹謗中傷、名誉毀損、その他不正を目的とするものと認められる場合は、規程等に基づき処分されることがあります。
- ・通報窓口の職員や調査に関与した役職員は、通報者の個人が特定される情報を秘匿します。
- ・通報の内容が一般的な意見や要望、苦情等であり、公益通報に該当しないと認められる場合は、業務改善等のため関係部署に情報提供をすることがあります。

公益通報フロー図

